

Title	沖縄に対する領土主権問題の変質、一九五〇～一九五一年
Sub Title	Change in the territorial problem over Okinawa, 1950-1951
Author	池宮城, 陽子(Ikemiyaagi, Yoko)
Publisher	慶應義塾大学大学院法学研究科内『法学政治学論究』刊行会
Publication year	2014
Jtitle	法學政治學論究：法律・政治・社会 (Hogaku seijigaku ronkyu : Journal of law and political studies). Vol.100, (2014. 3) ,p.91- 120
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN10086101-20140315-0091

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

沖繩に対する領土主権問題の変質、 一九五〇～一九五一年

池宮城陽子

- 一 はじめに
- 二 沖繩に対する領土主権問題の背景
 - (一) 日本の非軍事化と沖繩基地——保障占領の拠点としての役割
 - (二) 米ソ協調の破綻と沖繩基地——日本の安全確保のための役割
- 三 朝鮮戦争と沖繩に対する領土主権問題の質的変化
 - (一) 米国からの再軍備要求——保障占領受け入れ義務の免除
 - (二) 吉田・ダレス会談時の対応策——信託統治の受け入れと再軍備拒否
 - 1 信託統治の回避可能性に関する悲観的認識
 - 2 再軍備拒否の建前
- 四 沖繩に対する施政権返還問題の萌芽
 - (一) 信託統治の回避可能性の浮上と領土主権の残存、再軍備方針の修正
 - (二) 沖繩に対する施政権返還問題の構図
- 五 おわりに

一 はじめに

占領開始後間もない頃から、日本は講和に向けた準備を進める中で、沖繩^①に対する領土主権問題に取り組んでいた。「ポツダム宣言」の領土条項である第八項が、本州、北海道、九州および四国という主要四島を日本の領土として残すことを確約する反面、沖繩の帰属先を明記していなかったからである。^②

沖繩に対する領土主権の確保に向けた対応を練る際に日本が注目していたのが、米国の対日方針と沖繩基地の役割との関係であった。終戦直後から米国は、日本との講和後も沖繩基地を維持し、沖繩を排他的に管理することを主張していた。その一方で米国は、「ポツダム宣言」第六項および第七項で日本に非軍事化の達成を求め、その要件として、武装解除とともに、これを監督するために日本に駐留すること、すなわち保障占領^③の実施を明言していた。そのため日本は、米国が沖繩の排他的管理を主張するのは、沖繩基地が日本の非武装化を監督するという、保障占領の拠点としての役割を担っているからであると理解した。日本にとって沖繩に対する領土主権問題は、沖繩基地の役割を踏まえた上で取り組むべき課題だったのである。

米ソの対立が強まるにつれて、日本は、沖繩基地が対ソ封じ込めの拠点として、日本の安全保障のための役割をも担うようになったことを認識するようになった。ただし、米国の非軍事化方針に変化がないと理解する日本は、保障占領の拠点としての沖繩基地の役割は依然として維持されていると捉えていた。

しかし、そのような状況は、一九五〇年六月二五日に勃発した朝鮮戦争を契機とする、米国の対日方針の転換により一変した。米国が非軍事化方針を明確に放棄し、日本に再軍備を要求するようになったからである。日本にとってそれは、沖繩基地が日本の非軍事化を目的とする保障占領の拠点としての役割を失い、日本の安全保障のための役割

のみを担うようになることを意味した。こうして、沖縄に対する領土主権問題は変質することとなるのである。

では、朝鮮戦争という国際環境の変動を受けて行われた米国による再軍備要求と、これに伴う沖縄基地の役割の変化は、沖縄に対する領土主権の確保を目指す日本にいかなる影響を与え、日本政府はどのような認識や意図に基づいて対策案の策定に取り組んだのだろうか。

これまで、朝鮮戦争勃発以降の講和直前期における、沖縄に対する領土主権問題をめぐる日本政府の認識や意図については、必ずしも十分な分析が行われていない。⁴⁾その理由は、先行研究が冷戦の論理の中における沖縄基地の役割への日本の対応を中心とした考察を行っていることに見出せる。沖縄基地の役割の変化という事象を軽視しているため、これが日本政府の政策構想に与えた影響を看過しているのである。

以上の先行研究の問題点を踏まえ、本稿は一九五〇年から一九五一年にかけての沖縄に対する領土主権問題をめぐる対米外交過程を考察する。第一節では、朝鮮戦争以前の日本の情勢認識をまとめ、第二節では、朝鮮戦争を契機にその情勢認識がいかに変化し、米国との会談時に提示された要望書に結びついたのかを考察する。第三節では、米国との会談を経た結果生まれた、沖縄に対する施政権返還問題の構図を明らかにする。

二 沖縄に対する領土主権問題の背景

(一) 日本の非軍事化と沖縄基地——保障占領の拠点としての役割

冷戦発生以前の時期において、連合国は米ソ協調を前提とした国際秩序の構築を追求していた。戦後も米ソ二大国が協調関係を維持し続けることが、世界の平和と安定に不可欠だと考えたからである。この連合国の戦後国際秩序構

想において、日本を含むアジア地域は、米国の勢力圏に含まれることになった。

米国は、地域の秩序維持のためには、安定勢力としての民主的な中国の創出とともに、日本を徹底的に非軍事化することが肝要であると考えていた。⁽⁵⁾ そのため、「ポツダム宣言」第六項および第七項において、日本に対して武装解除を求めるとともに、日本が戦争遂行能力を失うまでその領域内にとどまること、すなわち保障占領を実施することを明言した。⁽⁶⁾

この保障占領の拠点として米国が重視したのが沖縄だった。米国は、非武装化した日本を監督するための役割を、沖縄基地に期待したのである。そのような役割を担う沖縄基地を戦後も維持すべく、米国とりわけ軍部は、一九四六年一月には講和後の沖縄を国際連合憲章に基づき、信託統治下に置く方針を固めた。⁽⁷⁾ 沖縄において信託統治を実施することを通して、沖縄基地を排他的に管理しようとしたのである。⁽⁸⁾ この方針に基づき、一九四六年一月二九日に連合国軍最高司令官総司令部（GHQ）は、沖縄を日本から行政的に分離する決定を下したのであった。⁽⁹⁾

他方、日本は、「ポツダム宣言」において沖縄が自らの領土として保証されなかつたため、終戦後間もない時期から、沖縄に対する領土主権を確保すべく対策を練り始めていた。そして、その際に日本が注目したのが、連合国による非軍事化政策と沖縄との関係であった。

「ポツダム宣言」や占領政策から、連合国の対日方針の基軸が「日本の非軍国主義化、軍事能力の徹底的破壊」⁽¹⁰⁾にあると理解した日本は、非軍事化の達成こそが講和の絶対的要件であると考えた。「ポツダム宣言」に基づき、武装解除を行うだけでなく、保障占領を受け入れることを敗戦国の義務と捉えたのである。⁽¹¹⁾ そのため日本は、米国が保障占領の拠点として重視していた沖縄基地の受け入れを、敗戦国による義務の履行の一環と位置づけていた。

そのように理解する日本にとって、一九四六年一月に実施された沖縄の行政的分離と、同年三月に明らかにされた憲法第九条は、米国を中心とする連合国が講和後も日本の徹底した非軍事化を追求することを予想させるものとなっ

た。日本は、これらの政策から、保障占領の重要拠点である沖縄基地の管理権限を強化することを目的に、沖縄に対する日本の領土主権を剥奪することもいとわぬ米国の意図を読み取っていた。「戦略的意義重大」である「沖縄島は米国に依り国際連合規約第八十二条所定の信託統治地域中の戦略的地域に指定」され、日本は沖縄に対する「主権の放棄」を求められるであろう、そう予想したのだ⁽¹³⁾。米国による沖縄の信託統治の目的が、保障占領実施のための沖縄基地の排他的管理にあり、それが敗戦国に対する懲罰を意味する以上、日本はそのような米国の方針に従わざるを得ないと考えるようになったのである⁽¹³⁾。

(二) 米ソ協調の破綻と沖縄基地——日本の安全確保のための役割⁽¹⁴⁾

沖縄基地が保障占領の拠点として重要な役割を担っているとする日本の理解は、米ソ協調関係が破綻し、同基地に日本の安全を確保するための役割が新たに加わった後も堅持された。

一九四七年六月から七月にかけて行われた欧州経済復興計画、いわゆる「マーシャル・プラン」をめぐる議論の結果、連合国の戦後国際秩序構想の前提であった米ソ協調関係は事実上破綻した。「マーシャル・プラン」への参加をめぐり、ヨーロッパは事実上二分されることになったのである。これを契機に、米ソの対立は国際政治を二極化する構造的な対立である冷戦へと発展した⁽¹⁵⁾。

日本は、そのようなヨーロッパの情勢が米国の対日方針に反映され始めていることを感知していた。「マーシャル・プラン」を契機に、「東欧と西欧との関係ひいては米ソの関係は愈々明確となった⁽¹⁶⁾」ことで、米国が対日講和問題についてもソ連との対立をいとわぬ態度を示すようになっていたからである。実際、一九四七年七月一日に米國務省によって提議された対日講和予備会議の内容は、ソ連から反対意見が出ることを見越したものとな⁽¹⁷⁾っていた。これを受けて外務省は、「米国側の今回の提案は最近の米ソ関係を反映し対日問題についてもソ側が同調しないなら

西欧民主国家だけでも適當の措置をとるという位の強い態度を内包している様に思われる」との情勢認識を披露していた。⁽¹⁸⁾

ソ連との関係悪化を念頭においた米国の対応は、沖縄基地をめぐるも看取できるようになっていた。既述のように、終戦以来日本は、米国が保障占領の拠点として沖縄基地を重視していると理解していた。しかしながら、一九四七年九月に入る頃には、米国が沖縄基地に日本の安全確保のための役割をも期待し始めている様子を窺い知ることができるようになったのである。

一九四七年九月一〇日に行われた鈴木九萬横浜終戦連絡事務局長とアイケルバーガー (Robert L. Eichberger) 第八軍司令官との会談は、日本が米国の変化を明確に感受できる場となった。アイケルバーガーは、日本本土に「ソ」兵の侵入するような事態に付ては沖縄『グアム』等から睨み」対処することが考えられるとの見解を提示したのである。⁽¹⁹⁾ アイケルバーガーのそのような姿勢を見て取った鈴木は、「終戦以来、平和条約成立後の保障占領——然も相当長期の——が云々されて居たが、最近はあまり聞かない様に思う」、「現在の国際情勢の関係上保障占領よりは次第に国際安全保障の一環としての日本の安全の問題と言う方面に移行して行きつつある」との日本側の理解を披露した。これに対しアイケルバーガーは、「保障占領から安全駐兵への移行と言う点は『グット・ポイント』だ」と答え、鈴木が示した見解を肯定する姿勢を示したのだ⁽²⁰⁾。

つまり日本は、米ソ関係の悪化によって、沖縄基地が保障占領の拠点としての役割とともに、日本の安全を確保するための役割を期待されつつあることを認識するようになったのである。鈴木とアイケルバーガーによる上記の会談の直後に作成された、いわゆる「芦田書簡」において、「日本に近い外側の地域の軍事的要地」の「米国の軍隊が平和条約の実行の監視」を行うとともに「侵略の保障」としての役割を果たすことが想定されたのは、⁽²¹⁾ 以上のような日本側の情勢認識を背景としていた。そのような日本の理解は、一九四七年八月以降、米國務省政策企画室長のケナン

(George F. Kennan) が対日政策の見直しに着手し、対日占領政策の重心を非軍事化および民主化から政治的経済的安定化へと移したことで、一層強固なものとなっていく。

ケナンは、対日政策の変更を図る中で、それまで米国政府として確固たる方針が存在していなかった沖縄政策の策定にも取り組んだ。確かにケナンは、ソ連が世界の安全保障にとって脅威であり続ける場合には、将来的に日本の再軍備が必要になることを想定していた。⁽²³⁾しかし、それが現実のものとなるまでは、沖縄基地を中心に日本の安全を確保する一方で、日本の軍事的無力化を図ることが依然として重要だと考えていた。⁽²⁴⁾米国によって沖縄を排他的に管理することが不可欠だと結論づけたケナンの勧告を受けて、一九四九年五月に米国政府は、沖縄の米軍施設を長期的に保持する (retain on a long term basis the facilities at Okinawa) こと、ならびに沖縄およびその周辺の米軍事基地をさらに拡張することを正式に決定した。⁽²⁵⁾この決定を受けて、翌一九五〇年三月には沖縄基地の拡張工事が始められることになるのだった。⁽²⁷⁾

ただし、米国が、日本に対しては米ソ対立を踏まえた以上のような政策をとりながら、一方で中国に対しては前述した戦後国際秩序構想に基づく政策を基本的には維持していたことは注目に値する。米国は、民主的な中国の誕生という目論みが外れ、中国が共産党支配下に置かれてもなお、中国を安全保障上の脅威と認識してはいなかったのであった。中国がソ連と一枚岩にならない限りは、これを主権国家として受容したのである。いわゆる、「中国チトー化」政策である。⁽²⁶⁾このことは、米国がグローバルな冷戦戦略の中で沖縄基地の価値を確定し、沖縄の長期保有を決定した際には、共産党中国との対立を前提とした発想を持っていなかったことを表していた。

以上のような米国の対日政策の転換を受け、日本は、沖縄基地の役割が変化しつつあるという自らの理解が正しいことを確信するに至った。外務省は、一九四八年一二月に作成した文書において、「非軍事化の完了、民主化の進行及び右のような米国の対日方針の転換の結果、占領軍駐屯及びこれに伴う各種施設の意義も、ポツダム宣言の条項履

行を保障するということから防共ということに漸次転移」しているとの認識を示していた。⁽³⁰⁾ 保障占領の重要拠点とされていた沖繩基地の存在意義が変化したと見なすようになったのである。

そのような沖繩基地の役割の再定義の結果、日本は、沖繩を排他的に管理するという米国の方針が確固たるものになったと理解した。一九四九年末頃から、沖繩における恒久基地建設に向けた動きが活発化する中で、一九五〇年一月には、アチソン (Dean G. Acheson) 米國務長官によって、「アリュウシヤン列島から日本へ達し、さらに沖繩へ延び……沖繩からフィリピンへ至る」米国の「不後退防衛線」、いわゆる「アチソン・ライン」が宣言されていた。⁽³¹⁾ そのような米国の動きから、「中国本土の状況や台湾が慌ただししい動きを示しているに從つて沖繩の地位が戦略上から飛躍的に重大となり米国のアリュウシヤン—日本—フィリピン防衛線の『楔』として長期に亘り軍事基地として確保する決心をしたものと考えられる」との情勢認識を外務省は示していた。⁽³²⁾ つまり日本は、米国が想定する「戦略的防衛の第一線」の要所として、沖繩基地の存在がますます重要なものになっていくと判断するようになったのである。

ただし、この時期においても、日本が沖繩基地は保障占領の拠点として依然重要な役割を担っているとの認識を維持していたことは重要である。一九五〇年五月においても「平和条約が日本の完全非武装を規定する」ことを所与としていた日本は、⁽³³⁾ 連合国が「日本の対外的安全の保障、又は、自国の安全保障、又は西太平洋地域の全般的安全保障」のために軍事基地を保有する一方で、「日本の条約履行を確保するための基地を設けること」「いわゆる保障占領」の形式で軍事基地を設定するとの理解を有していた。⁽³⁴⁾ 日本は、保障占領を名目に沖繩において信託統治を実施することによって、沖繩基地の排他的な管理を行おうとする米国の方針に変化がないと考えたのである。⁽³⁵⁾

要するに、朝鮮戦争勃発の直前まで日本は、保障占領の拠点として重要な役割を担う沖繩基地を、米国が引き続き排他的に管理することを想定していたため、講和の際に沖繩に対する領土主権が剝奪される可能性が非常に高いと考えていた。米国が沖繩において信託統治を実施することの目的に日本に対する懲罰的な意味合いが含まれている以上、

日本は敗戦国としてそのような方針に従わざるを得ない状況におかれていたのだった。

三 朝鮮戦争と沖縄に対する領土主権問題の質的变化

(一) 米国からの再軍備要求——保障占領受け入れ義務の免除

以上のような日本の構想は、一九五〇年六月に朝鮮戦争が勃発したことで一変することになった。朝鮮戦争を契機に、米国が非軍事化政策を明確に放棄したことを受けて、日本は、沖縄基地が保障占領の拠点としての役割を喪失したと理解するようになったのである。

一九五〇年六月二五日に勃発した朝鮮戦争により、日本の再軍備を実現しようとする米国の方針は決定的なものとなった。もっとも、一九四七年八月以降にケナンによって対日占領政策の見直しが行われる中で、日本の非軍事化を追求する姿勢は後退し、将来的に日本の再軍備が必要となる可能性が指摘されるようになっていた。しかし、米国政府が日本の再軍備実現を図るべく、具体策を講じるようになるのは朝鮮戦争勃発後のことであった。³⁷⁾ 事実、ケナンに代わって政策企画室長になっていたニッツェ (Paul H. Nitze) が、国務・国防両長官に日本の再軍備のための方策を具体的に検討するよう進言するのは、朝鮮戦争勃発から一ヶ月後の七月二六日のことであった。³⁸⁾ 既述のように、朝鮮戦争の勃発直前まで、日本が非軍事化の達成を講和の絶対的要件だと認識していたのは、米国政府内で「日本を武装国家として再現させる方針」³⁹⁾ が依然として具体化されていなかったことを背景としていたのである。

対日方針を大きく転換した米国が、対日講和条約を起草するにあたってまず決めたことは、講和条約上、将来的な日本の再軍備を妨げるような規定を設けないことであった。国務長官の特別顧問であったダレス (John F. Dulles) の

主導によって一九五〇年九月にまとめられた、対日講和交渉を進めることについての國務省と国防総省の合意文書では、「日本の自衛権の否定、または自衛権を行使するための手段の保有の禁止が含まれてはいけない」ことが「米国にとって死活的で、講和条約で考慮に入れられるべき安全保障上の要請」として挙げられていた。⁽⁴⁰⁾ 合意文書の要旨は、同月一日にダレスによって対日講和に関する米国の構想として公表されることとなる。

この米国の対日講和構想の公表は、米国がもはや日本に非軍事化の達成を求めていることを明らかにしたという意味で、日本にとって重要な出来事となった。米国の構想を受けて、外務省は、米国が「日本の再軍備を禁止しないし制限しないこと」を講和条約の基本原則にしていると見込んだ。⁽⁴¹⁾ さらに、「米国政府としては、その案について、ある程度の修正には応ずるが、その基本原則を変更する意図はない、と國務省当局は述べている」ことから、「日本の再軍備を禁止しないし制限する条項」を設けないことについては、「関係諸国が強く反対しても、譲らない」であろうと予想した。⁽⁴²⁾ 日本は、米国が自らに対する軍備制限措置を撤回したこと、すなわち非軍事化方針を放棄したことを認識するようになったのである。⁽⁴³⁾ つまりそれは、講和の要件として、非軍事化の達成という敗戦国の義務の履行を日本が免れたことを意味したのだった。

そのため日本は、沖繩が保障占領の拠点になることを受け入れる必要がなくなったと考えられるようになった。米国による非軍事化方針の放棄は、沖繩基地の保障占領の拠点としての役割が消滅することを意味するからである。外務省は、もはや「駐兵が保障占領の意味合いのものではなく、日本の安全保障のためのものである」との見解を示していた。⁽⁴⁴⁾ つまり日本は、沖繩において、保障占領の受け入れという敗戦国の義務を履行する必要がなくなったと判断したのであった。⁽⁴⁵⁾ これ以後日本は、沖繩基地が「日本の安全保障のためのもの」であることを前提に、沖繩に対する領土主権確保に向けて取り組みるのである。

(二) 吉田・ダレス会談時の対応策——信託統治の受け入れと再軍備拒否

1 信託統治の回避可能性に関する悲観的認識

沖縄基地が保障占領の拠点になることを免れた一方で、講和後の沖縄を信託統治下におくことを目指す米国の方針自体には変化がないように見受けられた。前述の通り、日本は、終戦直後から米国が沖縄における信託統治の実施を追求するのは、沖縄基地が保障占領の拠点として重要な役割を担っているからであると考えていた。論理的には、非軍事化政策の放棄に伴い沖縄基地がそのような役割を失った以上、講和後の沖縄において信託統治を実施する必要性はもはやなくなるはずであった。ところが、一九五〇年九月から一月にかけて明らかとなった、沖縄をめぐる米国の政策構想は、沖縄の信託統治化を図るという従来の方針を維持する内容となっていた。同年一月に正式発表された「対日講和七原則」は、日本に「合衆国を施政権者とする琉球諸島（中略）の国際連合による信託統治に同意」⁽⁴⁶⁾することを求めていたのである。

そのため日本は、沖縄基地が保障占領の拠点としての役割という、日本に対する懲罰的な意味合いを持たなくなつた反面で、沖縄における信託統治の実施自体は回避し得ないと理解した。事実、一九五〇年一〇月付の文書において外務省は、沖縄を「米国の信託統治領とするの方針をくつがえすことは、なかなか困難」であるとの情勢認識を披露していた。もつとも、同時に「米国の決定には多大の無理があり、米国人もそれを自覚している」とも考えていた。そこで日本は、「我方としては、これら諸島の全部について、保有方を強く要請すべき」との意気込みのもと、講和が現実味を帯びる中で、沖縄に対する領土主権確保に向けて対策を練り始めたのだ⁽⁴⁷⁾。

沖縄をめぐる政策構想の改編作業に取り組み始めた日本が注目したのは、沖縄を信託統治下におくことを企図する米国の目的の変化であった。沖縄における「駐兵が保障占領的の意味合いのものではなく、日本の安全保障のための

ものである」との理解に基づけば、沖縄における信託統治には日本に対する懲罰的な意味合いは含まれなくなる。⁽⁴⁸⁾ すなわち、米国が信託統治を実施することの目的は、日本の安全保障のために沖縄を排他的に管理するという、「米国の軍事上の必要」⁽⁴⁹⁾に集約されるわけである。日本にとってそれは、日本の安全保障を目的として沖縄基地を排他的に管理する必要がなくなり次第、米国による沖縄の信託統治が終了を迎えることを意味するのであった。⁽⁵⁰⁾

実際日本は、そのような軍事上の必要から、米国が沖縄における信託統治の実施を企図していることを認識できる状況にあった。一九五〇年九月下旬から一〇月中旬にかけて行われた米國務省関係者との会談において、米国側は、再軍備に関する日本への期待を強調する文脈の中で、「米軍の駐留」が「日本防禦のため」であり、「何時までも」これを継続することは困難であることを主張していたからである。これに加えて米国側は、「沖縄については国連信託の線で進んでいる」が、これは「必しも國務省の意見ではないが軍部の強い希望によるもの」であること、「他の形式による基地設定についてはセキュリティその他の関係で軍部説得に困難がある」ことを表明していた。⁽⁵¹⁾ そのような米国の見解からは、米軍の駐留が日本の安全保障を主要目的にしているがゆえに、沖縄を信託統治することで沖縄基地の排他的管理を試みようとしていることが窺えるのだった。

以上のように、沖縄における信託統治の実施目的が変化したとの理解のもとで、日本が沖縄に対する領土主権を確保するためには、沖縄における信託統治の終了後に、米国がその施政権（統治権）を日本に委譲することが不可欠となった。⁽⁵²⁾ そのため、米国の対日講和構想が具体的に明らかになり始めた一九五〇年九月以降、日本は、米国による沖縄の信託統治の終了の際に、沖縄に対する施政権を引き継ぐことを目指した。⁽⁵³⁾ 一九五一年一月三十一日の領土問題をめぐる米国との会談前に日本が米国側に手交した「わが方見解」には、そのような日本の問題意識が端的に示されていた。文書において日本は、「信託統治の必要が解消した暁」⁽⁵⁴⁾に沖縄を自らに返還すること、自らも「合衆国と並んで共同施政権者にされる」ことを米国側に要望した。信託統治終了後に沖縄に対する領土主権を回復することの保証を、

講和の際に米国から得ようと試みたのである。それは、沖縄が信託統治に付された時点で、日本は沖縄に対する領土主権を放棄せざるを得ない、との理解を有していた朝鮮戦争以前の時期からの大きな変化であった。

2 再軍備拒否の建前

「わが方見解」で示された、沖縄に関する日本の要望を検討するうえで留意すべきは、当時の日本が米国に対して再軍備を拒否する方針をとっていたことである。

米国が非軍事化政策を放棄し、日本の再軍備を禁止しない方針を明示したことは、日本に再軍備の実現に向けた具體的行動をとらせる可能性をもっていた。加えて、一九五〇年一月末に朝鮮戦争に中国義勇軍が本格的に参戦したことを契機に、日本防衛が喫緊の課題となったことで、日本の再軍備を実現しようとする米国の気運は急速に高まっていた。⁽⁵⁶⁾ 日本政府も、米国が日本に対して再軍備を制約しないところか、「日本の自衛能力の急速なる強化（究極における再武装を含む）を強く要望していることまた確実である」ことを感知していた。⁽⁵⁷⁾

そのような国際情勢の変化の中で、当時の首相吉田茂がいずれ本格的な再軍備に乗り出す必要があると考えていたことは、日本の安全保障政策の形成過程に関する従来の研究が明らかにしている通りである。⁽⁵⁸⁾ 例えば、一九五〇年一月に行われた講和後の日本の安全保障のあり方を議題とした会議において吉田は、「日本の再軍備というても一朝一夕でできる仕事ではない。立派なものを作るためには、事前からよく研究しておかねばならぬ⁽⁵⁹⁾」と発言していた。そのような吉田の意向を受けて作成された一九五一年一月付の文書において、米軍による「永久駐兵の結果を招来する可能性」が生じることは回避しなければならぬとする問題意識が示されたのは、⁽⁶⁰⁾ 日本政府が将来的な再軍備の実現を念頭に置いていたことの表れだった。

しかしながら、吉田は、講和の段階で急速な再軍備を行うことは回避すべきだという結論を下した。そこには、経済復興が最優先課題である日本には再軍備をする余裕がないこと、また軍国主義者の復活への懸念や、アジア諸国の

反発が予想されるとの判断があった。⁽⁶¹⁾ 再軍備の必要性は認識されていたものの、それはあくまで将来的な課題であり、日本にとって性急な再軍備は、講和後の国家再建を阻害する要因に他ならなかったのである。そのため日本政府は、「遠い将来はいざ知らず、当面の問題として、再武装することを欲しない」⁽⁶²⁾ことを前提に、ダレス会談に向けた準備を進めたのだった。

したがって、一九五一年一月末からのダレス会談に際して日本が「わが方見解」で示した、信託統治後に沖縄に対する領土主権を回復することの保証を得るための要望案は、当面は再軍備を行わないとする文脈の中で策定されたものであったと位置づけることができる。日本は、再軍備を拒否する姿勢を堅持しながら、信託統治後における、沖縄に対する自らの領土主権の回復をダレスに要請していたのだった。この段階では、日本の再軍備と沖縄に対する領土主権問題が連関する余地はなかったのである。

以上のような日本の要望は、同年一月三一日に行われた会談においてダレスによって一蹴された。ダレスは、領土をめぐる問題に関しては、「国民感情はよく解るが、降伏条項で決定済みであって、これを持ちだされることは、アンフォーチュネットである。セトルしたこととして考えて貰いたい」として、⁽⁶³⁾日本の要請を一切受けつけない姿勢を示し、沖縄を信託統治に付する方針をあくまで維持する構えを示したのだった。

沖縄基地の役割と信託統治の目的が変化したことで、沖縄に対する領土主権を将来的に回復できる可能性を想定していた日本にとって、ダレスの対応は予想以上に厳しいものであった。当時条約局長であった西村熊雄は、「わが方見解」に対するダレスの反応が「ほぼこちらの予期したとおり」だったが、「ただ、一点『領土』について」の反応だけは「まことにショッキングであった」との感想を残している。⁽⁶⁴⁾このことから、日本政府が、沖縄に対する自らの要望をダレスが一定程度は聞き入れることを期待していたことが窺える。

しかしながら、米国内では実際のところ、沖縄の処遇について見解がまとまっていたわけではなかった。「対

日講和七原則」が公表された翌月の一月一三日には、アチソン國務長官が、沖縄の地位を考慮した上で策定する軍事的安全保障協定上の規定を条件とすることで、沖縄を日本に返還できないか、マーシャル (George C. Marshall) 国防長官に打診していた。

むろん、沖縄の排他的管理を追求する軍部側は、軍事的観点からそのような提案は全くもって受け入れられないとして、これに反対した⁽⁶⁵⁾。日本に再軍備を求める以上、米国が沖縄基地から日本の非武装化を監視する必要は既になくなっていった。しかし、とりわけ軍部内では日本に対する不信感が依然として根強かった。沖縄を日本に返還した場合に、米国の必要に応じた沖縄基地の使用ができなくなることを懸念されたのである⁽⁶⁶⁾。そのため、一九五一年一月末からダレスを日本に派遣するに際しては、沖縄を信託統治に付すという、一九五〇年九月の合意文書に基づいた交渉をあくまで進めることが決定された⁽⁶⁷⁾。沖縄に対する領土主権に関する要望を表明した日本側にダレスが示した厳しい態度は、米国政府内における以上の政策的考慮を背景としていたのだった。ただし、既存の研究で明らかにされている通り、一九五一年一月末から二月にかけて行われた日米会談後、徐々にダレスは、沖縄に対する領土主権を日本に認めるべきだとする國務省の見解に沿った方針を明確にとるようになるのである⁽⁶⁸⁾。

要するに、朝鮮戦争勃発後の日本は、沖縄基地が日本の安全保障のための役割のみを担うようになったと理解するようになっていった。ダレス会談に臨むにあたって、沖縄における信託統治は回避困難であること、再軍備をしないこととの二点を前提とした上で、日本は信託統治後における、沖縄に対する自らの領土主権の回復を追求したのだった。

四 沖繩に対する施政権返還問題の萌芽

(一) 信託統治の回避可能性の浮上と領土主権の残存、再軍備方針の修正

日本との会談を終えた後のダレスは、会談の際に示した態度とは裏腹に、日本に沖繩に対する領土主権を残すべく、講和条約草案の策定に取り組んだ⁽⁶⁹⁾。先述の通り、吉田との会談においては、軍部側との合意内容に沿って、ダレスは沖繩において信託統治を実施する米国の構想に変化がないことを強調する姿勢を示していた。しかし、ダレスが新たに作成した一九五一年三月二三日付の草案では、領土条項において以下の二点が明記された。第一に、米国が自らを施政権者として沖繩を信託統治下におくことを国際連合に提案できること、これについて日本はいかなる提案にも同意しなければならぬことである。第二に、そのような提案を行うまで、米国は沖繩に対する行政、立法、そして司法の全部および一部の権利を行使する権利を有することである⁽⁷⁰⁾。これは、先に述べた平和条約において沖繩に対する米国の排他的な管理権限を保証することを定めた前年九月の軍部との合意内容に明らかに反するものであったため、軍部からの反対にあうことを承知のうえで立案されたものといえた。実際、一九五一年四月以降、国務省およびダレスは、同年三月に作成した草案における沖繩の扱いについて異議を唱える軍部を説得するのであった⁽⁷¹⁾。

一九五一年三月二七日、シーボルト (William J. Sebald) 大使から吉田に米国の対日講和条約草案を手交されたことで、日本は、米国が沖繩に対する領土主権を放棄するよう日本に命じる意図のないことを了解した。米国側から新たに示された講和条約草案では、米国が自らを施政権者とする沖繩の信託統治化を国連に提案する可能性を明記する一方で、そのような提案がなされるまでは、米国が沖繩に対する一切の権力、権限を行使する旨が示されていた⁽⁷²⁾。西村

条約局長は、「条文は沖縄を必ず信託統治にする、とはいっていない、アメリカが国連に信託統治を提議することに同意しているにすぎない」と考えたという。米国の講和条約草案が、沖縄において排他的な統治を行う方針を明記する一方で、日本に「沖縄に対する主権の放棄を求めていることに注目」したのだ⁽⁷³⁾。前述の通り、ダレス会談前の日本は、沖縄において信託統治が実施されることは避けられないと考えていたが、米国の対日講和条約草案を受領したことを契機に、信託統治の回避可能性を認識するようになったのである。

実際、以上のような日本の理解については、米国側からも肯定する姿勢が示されていた。一九五一年四月二一日に西村条約局長が、当時ダレスの補佐役を務めていたフィアリー (Robert A. Farley) と会談した際に、米国の対日講和条約草案が沖縄に対する「日本の主権放棄に触れていない点」に着目したことに対して、フィアリーは「この点、わが意を得たというふうにならずいた」ため、西村は「米案のワーキングが単なる無意識的なオMISSIONでなかったことが確かめられたように思えた」との感触を得たのだ⁽⁷⁴⁾。この後、沖縄に関する当該条項はその趣旨を変えることなく、サンフランシスコ講和条約第三条として規定されることになるのである⁽⁷⁵⁾。沖縄に対する日本の領土主権の回復可能性が残されたことで、講和後の日本の課題は、施政権返還の実現に絞られることになったのだ⁽⁷⁶⁾。

加えて日本は、ダレスとの会談を通して、再軍備に関する方針の修正を迫られていた。ダレス会談前の日本が、再軍備を拒否する建前のもとで政策構想を練っていたことは既述の通りである。しかしながら、近年の再軍備に関する研究が明らかにしているように、日本に再軍備を強く迫るダレスに対して、吉田首相は、講和実現のために再軍備を約束せざるを得ないとの判断を下していた。一九五一年二月三日の会談において、日本は「再軍備計画のための当初措置」をダレスに提示し、小規模ながらも、講和に伴い再軍備に着手することを約したのだ⁽⁷⁶⁾。

日米会談を境に、沖縄における信託統治の実施は避けられないという認識と、再軍備を拒否する方針という、それまでの日本の政策構想を構成していた二つの前提はともに失われることになった。講和後の日本は、小規模ながら再

軍備を進めることを前提に、沖縄に対する施政権返還問題に取り組みることになったのである。

(二) 沖縄に対する施政権返還問題の構図

講和に際して日本が再軍備を確約したことは、再軍備と沖縄に対する施政権返還問題が連関する構図を生み出すこととなった。この構図を浮き彫りにしたという意味で重要であるのが、日米安全保障条約⁽⁷⁷⁾(以下、安保条約)第四条である。

従来から指摘されているように、安保条約はあくまでも暫定的な措置であることを前提に策定されていた⁽⁷⁸⁾。そのため、安保条約第四条は、日米が安保条約を必要としなくなることを要件、すなわち条約の効力終了の要件を規定していた⁽⁷⁹⁾。第一に、国際連合の安全保障措置によって、「日本区域」の平和と安定が実現する場合である。国際連合が設立当初に期待された機能を発揮する情勢が訪れ、安全保障に関する何らかの措置の実施が可能になれば、日米は安保条約を必要としなくなり、条約の効力は失われるというわけである。

第二に、国際連合の措置に代わる安全保障措置によって、「日本区域」の平和と安定が実現する場合である。国際連合の措置以外の個別的、ないし集団的安全保障措置が確立され次第、安保条約の効力は失われることが予定されていた。

そしてここで注目すべきは、日本が沖縄に対する領土主権の放棄を免れたことで、沖縄が安保条約第四条のいう「日本区域」に含まれることになった点である。実際日本は、一九五一年四月の米国側との交渉で、日米間に集団的自衛の関係を設定することが可能であるとの主張をする中で、「仮りに日本区域における合衆国の支配下にある地点(たとえば沖繩)に対する武力攻撃が発生したときは、日本にある米国軍隊はこれに対し軍事行動をとる」ことになるとして、「日本区域」に沖繩が含まれることを前提とした議論を展開するようになっていた⁽⁸⁰⁾。

要するに、沖繩を含めた「日本区域」の防衛を米国が担う必要がなくなる状況の創出こそが、日米が安保条約を必要としなくなるための要件となっていたのである。換言すれば、日本の安全保障を目的に、米国が沖繩基地を排他的に管理する必要がなくなる際に、日米は安保条約を終了することを予定していたのである。つまり、安保条約の効力が終了することの要件においても、米国が沖繩基地の排他的管理を必要としなくなるような状況が生まれることが重要となっていたのだ。したがって、いかにして沖繩基地に対する米国の排他的管理の必要をなくすか、という共通の論点を媒介として、沖繩に対する施政権返還問題は、安保条約の効力終了問題と密接に連関することになっていたのである。

ただし、当時の米国は日本の再軍備を強く望んでおり、吉田自身も、条件を整えば将来的に立派な軍隊を持つことを望んでいた。⁽⁸¹⁾ このことを踏まえれば、当時の日米両国が現実的に想定していたのは、将来的に日本が本格的に再軍備することで、二つ目の要件である、国際連合の措置に代わる安全保障措置が充足されることであつたと解釈できよう。

実際、当時外務省条約局長であつた西村熊雄は、「国際連合の措置に代わる個別的の安全保障措置とは、具体的にいえば、日本の再軍備のごときもの」⁽⁸²⁾であり、「日本が『継続的で効果的な』援助ができるようになれば、日本の意図したような、国連憲章の原則に従つて運用される、より恒常的な安全保障取決めと交代すべきものである」と考えていたことを明らかにしている。⁽⁸³⁾ これらを踏まえれば、「日本区域」の防衛責任を負える程度にまで日本が再軍備を実現することが、沖繩を含めた「日本区域」における米軍駐留の必要を軽減させる、現実的に想定されていた安保条約の効力終了要件であつたといえよう。⁽⁸⁴⁾ それは、日本の再軍備の実現によって、米国が沖繩基地の排他的管理を必要としなくなる状況が創出される可能性があつたことを意味していたのであつた。

五 おわりに

本稿の考察から、一九五〇年から一九五一年にかけての沖縄に対する領土主権問題をめぐる対米外交過程には、以下の三つの要素が存在していたことが明らかとなった。

第一に、沖縄基地の役割に懲罰的な意味合いがなくなったという日本政府の理解である。朝鮮戦争を契機に米国が日本に対して再軍備を要求したことで、日本は非軍事化という敗戦国としての義務を履行する必要がなくなった。これにより日本は、沖縄基地から保障占領の拠点という日本に対する懲罰的な役割がなくなり、同基地が日本の安全保障のための役割のみを担うことを前提に、問題への対応を図ったのである。

第二に、米国による沖縄統治の終了要件としての、沖縄基地を排他的に管理する必要性の解消である。日本は、米国が沖縄の統治を企図するのは、沖縄基地が日本の安全保障のために重要な役割を担っているがゆえに、同基地を排他的に管理する必要があるからだと理解していた。そのため、沖縄基地の排他的管理の必要がなくなることが、米国による沖縄統治が終了し、自らが沖縄に対する領土主権を回復するための要件だと位置づけていた。

第三に、沖縄に対する施政権返還問題と、安保条約の効力終了問題との連関である。沖縄に対する領土主権の放棄を回避することができた日本にとって、沖縄に対する施政権を取り戻し、領土主権を回復することが講和後の重要な外交課題の一つとなった。そして、この課題を達成するためには、米国による沖縄統治の終了要件として、沖縄基地の排他的管理の消滅が引き続き必須となっていた。同時に日本は、安保条約の効力終了の要件としても、米国による沖縄基地の排他的管理の必要がなくなる状況が必要としていた。沖縄に対する施政権返還問題の解決と、安保条約の効力終了要件の充足のためには、沖縄基地の排他的管理という、沖縄における米国の軍事上の必要が軽減されること

が肝要であった。それは、沖縄基地が保障占領の拠点としての役割を失い、また、いずれは日本が本格的な再軍備を行うことが想定されていたからこそ生まれた関係性であった。

以上のような沖縄に対する領土主権問題をめぐる日本の対米外交過程からは、沖縄基地の役割に対する認識の変化を基盤として、日本が当該問題への対応策を策定していたことが分かる。講和条約締結に至る過程において日本が米国の方針に対応する中で、沖縄に対する施政権返還の要件が、安保条約の効力終了の要件と密接に連関するという、日本にとっての沖縄に対する施政権返還問題の構図が形成されていたのだった。

そしてこの構図の存在は、論理的には、講和後の日本に本格的な再軍備を通じて米国による沖縄基地の排他的管理を終了させ、沖縄に対する施政権返還の実現を選択させる可能性を持っていた。しかしながら、講和後の吉田は一定の再軍備を進めつつも、急速な再軍備要求にはあくまで抵抗しながら、沖縄に対する施政権返還問題に対応していくことになるのである。⁽⁸⁵⁾

【付記】本研究は、慶應義塾大学博士課程学生研究支援プログラム（平成二五年度全塾選抜枠）による研究成果の一部である。

- (1) 日米の外交文書においては、「琉球列島」「沖縄」「南西諸島」など様々な名称が使われている。そこで本稿では、引用部分を除き名称を「沖縄」に統一する。名称の用い方については、我部政明「米統合参謀本部における沖縄保有の検討・決定過程——一九四三年から一九四六年」「法学研究」第六九巻七号（一九九六年）七六一七七頁参照。
- (2) 連合国は、「ポツダム宣言」の領土条項である第八項において、「日本国の主権は、本州、北海道、九州及四国並に吾等の決定する諸小島に局限せらる」と規定し、日本の領土として主要四島を残すことを確認する一方で、沖縄等の日本本土周辺の島々の帰属決定を留保していた。奥脇直也他編『国際条約集』（有斐閣、二〇一三年）八五八頁。
- (3) 本稿において「保障占領」という場合、戦時ないし平時における、条約や協定の履行を確保するために行われる占領を指すこととする。講和条約の履行確保を目的とする平時の保障占領は、何らかの合意に基づいて行われるのが一般的である。

- 保障占領については、筒井若水編『国際法辞典』（有斐閣、一九九八年）三二三頁参照。
- (4) 本稿の対象時期における日本の沖縄政策を分析した研究として、主に以下の著書があげられる。明田川融「沖縄基地問題の歴史——非武の島、戦の島」（みすず書房、二〇〇八年）、河野康子「沖縄返還をめぐる政治と外交——日米関係史の文脈」（東京大学出版会、一九九四年）、平良好利『戦後沖縄と米軍基地——「受容」と「拒絶」のはざま——一九四五〜一九七二年』（法政大学出版局、二〇一二年）、ロバート・D・エルドリッチ「沖縄問題の起源——戦後日米関係における沖縄一九四五—一九五二年」（名古屋大学出版会、二〇〇三年）、渡辺昭夫「戦後日本の政治と外交——沖縄問題をめぐる政治過程」（福村出版、一九七〇年）。
- (5) 冷戦以前の連合国の戦後国際秩序構想と米国のアジア政策については、Akira Irye, *The Cold War in Asia: A Historical Introduction* (Englewood Cliffs: Prentice-Hall, 1974), Chapter 3, 添谷芳秀「東アジアの「ヤルタ体制」」『法学研究』第六四卷二号（一九九一年）三八頁参照。アジアにおける冷戦構造の形成過程に関する先行研究の議論を整理したものと、松村史紀『「大中国」の崩壊——マーシャル・ミッドジョンからアジア冷戦へ』（勁草書房、二〇一一年）一〇—一八頁参照。
- (6) 奥脇直也・小寺彰編『国際条約集』（有斐閣、二〇一三年）八五八頁。
- (7) JCS570/50 “Strategic Control by the United States of Certain Pacific Areas” (21 January, 1946); CCS360 (12-9-42) Section 3; JCS1946-47, RG218. 沖縄県公文書館 (Okinawa Prefectural Archives) / 資料ナンバー 0000037305。
- 国際連合における信託統治制度は、国際連盟の下での委任統治制度を引き継いだものである。信託統治の方式には通常の信託統治と、該当地域の軍事的利用を認める戦略的信託統治がある。制度上、信託統治地域の統治は信託統治理事会と総会（戦略的信託統治の実施地域については総会に代わって安全保障理事会）の監督を受けることになるが、実質的には施政権者となる国の意向が大きく影響することになる。国際連合の信託統治については、小野寺彰他編『講義国際法』（有斐閣、二〇〇四年）一九二—一九三頁、波多野里望・小川芳彦編『国際法講義「新版増補」』（有斐閣、一九九八年）一五二—一五三頁、松井芳郎他編『国際法「第五版」』（有斐閣、二〇一〇年）七八—七九頁参照。
- (8) ただし、これはあくまで米軍部の方針にすぎず、少なくとも一九四七年半ばまで、米国内において沖縄の処遇に関する方針が確立されることはなかった。沖縄の排他的管理を目指す軍部と、非軍事化の上で沖縄を日本に返還すべきだと主張する国務省との間で意見が対立していたからである。エルドリッチ「沖縄問題の起源」第四章、宮里「アメリカの対外政策決定過程」一九九—二一〇頁参照。

- (9) 「若干の外郭地域を政治上行政上日本から分離することに関する覚書」(一九四六年一月二九日) 外務省外交史料館マイクロフィルム、リール番号 A0121/1。
- (10) 「想定される連合国側平和条約案と我が方希望との比較検討」(一九四六年一月二六日) 『サンフランシスコ平和条約準備対策(以下、準備対策)』(外務省、二〇〇六年) 一六一―二一頁。
- (11) 「平和条約締結の方式および時期に関する考察」(一九四五年一〇月二三日) 『準備対策』三―一頁。
- (12) 「平和条約問題研究幹事会による第一次研究報告」(一九四六年五月) 『準備対策』八六―一一四頁。
- (13) 一九四五年から一九四七年半にかけての沖縄に対する領土主権問題については、池宮城陽子「戦後日本の沖縄基地問題の起源——日本の非軍事化と沖縄に対する領土主権の追求」『法学政治学論究』第九七号(二〇一三年) 一五九―一八三頁参照。
- (14) 後述するように、むしろ、沖縄基地が「日本の安全を確保する」ことの背後には、対ソ(のちの中) 封じ込め、極東の安定確保といった意味合いも存在する。ただし、沖縄基地の役割に関する日本の認識の変化を重視する本稿では、その変化の様子を明確にするために、沖縄基地の役割を「保障占領の拠点としての役割」と「日本の安全を確保するための役割」の二つに絞った表現を用いる。
- (15) 佐々木卓也『封じ込めの形成と変容——ケナン、アチソン、ニッツェとトルーマン政権の冷戦戦略』(三嶺書房、一九九三年) 一一五―一二二頁、細谷雄一「戦後国際秩序とイギリス外交——戦後ヨーロッパの形成一九四五年―一九五一年」(創文社、二〇〇一年) 第二章参照。「マーシャル・プラン」については、永田実『マーシャル・プラン——自由世界の命綱』(中央公論社、一九九〇年) 参照。
- (16) 「対日平和予備会議の招集と同会議をめぐる国際情勢について」(一九四七年七月一八日) 『準備対策』一三三―九頁。
- (17) 一九四七年七月二日に米国務省が提案した対日講和予備会議は、極東委員会一ヶ国の代表によって構成されるものとなっていた。その一方で当時のソ連は、四ヶ国(米・英・ソ・中)の外相によって同会議は行われるべきだとの考えを表明していた。ソ連は、七月二日付エイド・メモワールにおいて、正式に米国案に対する反論を行った。細谷千博『サンフランシスコ講和への道』(中央公論社、一九八四年) 一八―二〇頁。
- (18) 「対日平和予備会議の招集と同会議をめぐる国際情勢について」『準備対策』二三―九頁。
- (19) アイケルバーガーは、この会談の約一ヶ月前に鈴木と会見した際にも「米の空軍は沖縄等から睨んで居れば」、「ソヴィ

- エット』乃至共産主義が日本に這入る」ような事態に対応できると主張していた。「鈴木・アイケルバーガー会談 付記1 昭和二年九月一三日 アイケルバーガーに手交した平和条約締結後における米軍の駐屯に関する文書、付記2 上記和文」(一九四七年九月一三日)『準備対策』二八六―二九六頁。
- (20) 同右文書。
- (21) 同右文書。「芦田書簡」に「日本を対象とする」安全保障と「日本のための」安全保障という二つの概念が併存していたことを指摘するものとして、坂元一哉『日米同盟の絆——安保条約と相互性の模索』(有斐閣、二〇〇〇年) 一一―一五頁 参照。
- (22) ケナンによる対日政策の見直しの過程については、楠『吉田茂と安全保障政策の形成』第二章第二節、坂元『日米同盟の絆』第一章第二節、柴山『日本再軍備への道——一九四五―一九五四年』(ミネルヴァ書房、二〇一〇年) 第一章第七―八節参照。
- (23) PPS28 “Recommendations with Respect to U.S. Policy toward Japan” (March 25, 1948), *U.S. Department of State, Foreign Relations of the United States Diplomatic Papers* (以下『FRUS』と略す), 1948, Vol. VI, *The Far East and Australasia* (Washington D.C.: U.S. Government Printing Office, 1974), p. 713.
- (24) PPS65th Mtg. (September 22, 1947) RG 59, 国立国会図書館憲政資料室。“PPS10 Memorandum by the Director of the Policy Planning Staff (Keman)” (October 14, 1947), *FRUS, 1947, Vol. VI, The Far East* (Washington D.C.: U.S. Government Printing Office, 1972). Nicholas Evan Sarantakes, *Keystone: The American Occupation of Okinawa and U.S.-Japanese Relations* (Texas A&M University Press, 2000), pp. 42-46. 柴山『日本再軍備への道』三七―三八頁。
- (25) PPS28, *FRUS, 1948, Vol. VI*, p. 692.
- (26) NSC13/3 “Report by the National Security Council on Recommendations with Respect to United States Policy toward Japan” (May 6, 1949), *FRUS, 1949, The Far East and Australasia, Vol. VII, Part 2* (Washington D.C.: U.S. Government Printing Office, 1976), p. 731.
- (27) 「沖繩に於ける米軍工事に関する件」(一九五〇年三月二四日) 外交史料館マイクロフィルム、リール番号 H00001' フラッシュ番号 80。
- (28) Irye, *The Cold War in Asia*, pp. 153-163, 添谷「東マシアの『ヤルタ体制』」五一―五二頁。

- (29) 「対日平和問題の現段階と『事実上の平和』の可能性について」(一九四八年六月三〇日)『準備対策』三五四―三七五頁。
- (30) 「日本管理の現段階とド・ファクト・ピース」(一九四八年二月二〇日) 外交史料館マイクロフィルム、リール番号 B7001。
- (31) 一九四九年一月二〇日には、琉球軍政長官シーツ少将により、約五千万ドルの軍民施設復興予算が可決されたことが日本に伝えられていた(沖縄に於ける米軍工事に関する件)。
- (32) 細谷千博・有賀貞・石井修・佐々木卓也編『日米関係資料集一九四五―一九七』(東京大学出版会、一九九九年) 六九頁。
- (33) 外務省は一九五〇年一月一日の総司令部との会談において、沖縄における大規模な基地建設工事が近く始まることを知らされた(沖縄に於ける米軍工事に関する件)。
- (34) 「安全保障(特に軍事基地)に関する基本的立場」(一九五〇年五月三一日)『準備対策』四八三―四八七頁。
- (35) 同右文書。
- (36) 日本は、一九四九年八月時点でも、沖縄が米国の信託統治領になることは確実であるとの情勢判断を下していた(「対日平和條約想定大綱」(一九四九年八月) 外交史料館マイクロフィルム、リール番号 B7008、フラッシュ番号 4)。一九四七年九月以降の沖縄基地の役割に関する認識に基本的に変化がないことに鑑みれば、一九五〇年五月時点においてもなお、沖縄が信託統治に付される可能性が高いことを認識していたと推察できよう。
- (37) 朝鮮戦争勃発以前における、日本の再軍備に関する米国政府内の議論については、菅英輝『米ソ冷戦とアメリカのアジア政策』(ミネルヴァ書房、一九九二年) 第五章、柴山『日本再軍備への道』第一章、第五章参照。
- (38) "Assumption by Japan of a Greater Measure of Responsibility for its own Security, Both Internal and External," *FRUS, 1950, Vol. VI, East Asia and The Pacific* (Washington D.C.: U.S. Government Printing Office, 1976), pp. 1255-1257.
- (39) 入江昭『日本の外交——明治維新から現代まで』(中央公論新社、一九六六年) 一五四頁。
- (40) "The Secretary of State to the Secretary of Defense (Johnson)" (September 7, 1950), with Enclosure, "Memorandum for the President" (September 7, 1950), *FRUS, 1950, Vol. VI*, pp. 1293-1296. 国務国防両省が合意に至る過程については、楠吉田茂と安全保障政策の形成』一一一―一二八頁参照。
- (41) 「A-2 米国の対日平和条約案の構想」(一九五〇年一月二日)『平和条約の締結に関する調査第一冊(以下、調査第一冊)』(外務省、二〇〇二年) 六四―二頁。

- (42) ただし、外務省は、米国がオーストラリア等の日本の軍国主義復活を懸念する国への配慮を迫られ、何らかの妥協を余儀なくされる可能性があることも併せて指摘していた(『調書第一冊』六四二―六四三頁)。
- (43) 後述するように、一月末に中国義勇軍が朝鮮戦争に本格介入し、米国側で日本の再軍備に関する議論が一層活発化している様子を窺い知ることができるようになると、米国が日本の再軍備を禁止しないばかりか、「日本の自衛能力の急速なる強化(究極における再武装を含む)を強く希望していることまた確実である」との情勢判断を下すようになる。
- (44) 「A-3 米国の対日平和条約案の構想に対応するわが方要望方針(案)」(一九五〇年一月四日)同右、六四九頁、「A-4 対米陳述書(案)」(一九五〇年一月四日)同右、六六一頁。むしろ、日本は「日本の安全保障」と「極東における平和と安全」を不可分の関係だと捉えていた。この点については、西村「サンフランシスコ平和条約・日米安保条約」二四頁参照。また、文書上も、「日本の安全保障」の前提として、「極東における平和と安全」の確保が必要であるとの認識が繰り返し示されていた(例えば、「D作業 ダレス氏訪日に関する件 別添第3 安全保障のための日米協力に関する提案」(一九五〇年二月二七日)『調書第一冊』八五三―八五七頁)。
- (45) 日本は、保障占領の受け入れ義務が免除されたにもかかわらず、「盟邦の盟邦に対する侵略の可能性を予見し、これに対し実力行使の義務を定める」ことが予想される、太平洋協定のような安全保障取極めによって「日本の安全保障のための駐屯軍が日本の侵略に対する監視軍に性質を一変しうること」を警戒していた(「安全保障についての問題点」(一九五一年一月二四日)『調書第一冊』八六八―八六九頁)。太平洋協定については、浜井和史「対日講和とアメリカの『太平洋協定』構想——国務省における安全保障取極め構想、一九四九―五一年」『史林』第八七巻一号(二〇〇四年)一―三五頁参照。
- (46) 「米国の対日講和7原則の公表——ソ連邦の党書と中華人民共和国声明——」『調書第一冊』六一―六三頁。
- (47) 「平和条約対策(案)」(一九五〇年一月三日)外交史料館マイクロフィルム、リール番号B010、フラッシュ番号4。
- (48) 信託統治制度は、もともと後進的な地域を対象とし、その自治または独立の達成を目的としている(国連憲章第七六条)。また、国連憲章第七七条は、信託統治制度の下におかれる地域として三つのパターンを規定している。その二つ目として、「第二次世界戦争の結果として敵国から分離される地域」が掲げられている(以上の国際信託統治制度に関する条文については、奥脇他編『国際条約集』三一―三三頁)。沖繩を信託統治の下におくことの正当性を国連憲章に求めるとするならば、沖繩はこの二つ目のパターンに当てはまるともいえる。しかし、信託統治の目的に懲罰的な意味合いがなく、また沖繩が少なくとも終戦時まで名実ともに日本の主権の下にあったことを踏まえれば、米国が沖繩に対して信託統治を実施することの

- 法的正当性はないに等しかったといえよう。
- (49) 「D作業ダレス顧問訪日に関する件」(一九五〇年一月二七日)『調書第一冊』八五〇—八五七頁。
- (50) むろん、沖繩における信託統治自体を回避することが理想ではあった。実際、日本は信託統治回避の要求を一九五一年一月三日に行われた日米会談において行つてはいた。しかし、当時の国際情勢、および先述した「米国の信託統治領とする」との方針をくつがえすことは、なかなか困難であろう」とする情勢判断に基づけば、信託統治の回避の実現可能性について日本は悲観的であつたと推察できよう。
- (51) 「講和問題に関する国務省係官の談話に関する件」(一九五〇年一月一四日)『調書第一冊』七七—七八三頁。当該文書は、「九月下旬から一〇月上旬までの間にフェアリ氏と3回会談した際得た情報を中心としてラスク、ジョンソン、オバトン、ウォーナー氏等との会談の要旨を附加したものであつた。
- (52) 国際法上、領土主権は、他国が施政権(統治権)を行使している間は「裸の(実態のない)権利」となるが、施政権(統治権)が委譲されれば、もとの完全な領土主権へと自動的に回復されることになる(小寺他編『講義国際法』二二七—二二八頁)。この法理論に基づけば、沖繩における信託統治が実施されることを前提とした日本の対処案は、米国からの統治権(施政権)返還後に完全に領土主権が回復されることの確約を追求する内容であつたと解釈できよう。
- (53) 「A-3米国の対日平和条約案の構想に対するわが方要望方針(案)」(一九五〇年一月四日)『調書第一冊』、六四五—六六二頁。「米国が沖繩、小笠原諸島の信託統治を固執する場合の措置」(一九五一年一月二六日)同右、八六九—八七〇頁。
- (54) 「一九五一年一月三〇日先方に交付した「わが方見解」(英文)——付、和文——」『平和条約の締結に関する調書第二冊(以下、調書第二冊)』(外務省、二〇〇二年)一四五—一五四頁。
- (55) 朝鮮戦争への中国の参戦によって米中が対立する構図が生まれたことで、戦時中から連合国が実現を目指していたアジアにおける戦後国際秩序が崩壊したことを指摘したものとして、Irye, *The Cold War in Asia*, pp. 176-182, 添谷「東アジアの「ヤルタ体制」」五七—五九頁参照。また、朝鮮戦争への中国の参戦をめぐる米国の対応については、小此木政夫「朝鮮戦争」(中央公論社、一九八六年)第五章、第六章参照。
- (56) 菅「米ソ冷戦とアメリカのアジア政策」二五八—二五九頁、楠「吉田茂と安全保障政策の形成」一三三頁、柴山「日本再軍備への道」三六五頁。
- (57) 「D作業 ダレス氏訪日に関する件」(一九五〇年一月二七日)『調書第一冊』八五〇—八五七頁。

- (58) この点について、植村秀樹『再軍備と五五年体制』（木鐸社、一九九五年）四一―四三頁、楠『吉田茂と安全保障政策の形成』一八〇頁、柴山『日本再軍備への道』四〇六―四〇八頁参照。
- (59) 「一九五〇年一〇月二四日黒官邸における特別集会議事要録」『調書第一冊』六八八―六九三頁。
- (60) 「安全保障についての問題点（一九五一年一月二四日）」同右、八六八―八六九頁。
- (61) 「D作業（再訂版）」（一九五一年一月一九日）『調書第二冊』八六四―八六八頁。楠『吉田茂と安全保障政策の形成』一八〇―一八二頁、添谷芳秀『吉田路線と吉田ドクトリン——序に代えて』『国際政治』第一五一号（二〇〇八年）五頁。吉田が、急速な再軍備を回避すべき要因、とりわけ経済的制約が解消するまでに長期間を要すると考えていたことを指摘したものととして、大嶽秀夫『再軍備とナシヨナリズム——戦後日本の防衛観』（講談社、二〇〇五年）三三頁参照。
- (62) 「D作業（訂正版）ダレス顧問訪日に関する件 別添3 再武装に関する所見」（一九五一年一月五日）『調書第一冊』八六二―八六四頁。
- (63) 「一九五一年一月三二日第二次会談メモ」『調書第二冊』一五七―一六〇頁。
- (64) 「一月三二日の総理ダレス会談」同右、三五―三八頁。
- (65) “Report by the Joint Strategic Survey Committee to the Joint Chiefs of Staff” (December 28, 1950), *FRUS, 1950, Vol. VI*, pp. 1385–1392.
- (66) Sarantakes, *Keystone*, pp. 56–59. この点については、平良『戦後沖縄と米軍基地』六七―六九頁参照。その意味で、朝鮮戦争以降、沖縄基地の役割およびその存在意義に関して、日米間には認識のギャップが生まれていたといえる。朝鮮戦争勃発以降、米国が沖縄基地に期待した役割についての分析は、今後の課題としたい。
- (67) “The Secretary of State to the Secretary of Defense (Marshall)” (January 9, 1951), Enclosure 1, Memorandum for the President and Enclosure 2, Draft Letter to Mr. Dulles, *FRUS, 1951, Vol. VI, East Asia and the Pacific, (in two parts) Part I* (Washington D.C.: U.S. Government Printing Office, 1977), pp. 787–789.
- (68) 河野『沖縄返還をめぐる政治と外交』四四頁。
- (69) 沖縄をめぐる吉田とダレスの会談後の米国の政策決定過程については、エルドリッチ『沖縄問題の起源』二一五―二二五頁、河野『沖縄返還をめぐる政治と外交』五〇―六一頁、宮里政玄『日米関係と沖縄一九四五―一九七二』（岩波書店、二〇〇〇年）五五―六一頁参照。

- (70) “Provisional United States Draft of a Japanese Peace Treaty” (March 23, 1951), *FRUS, 1951, Vol. VI, p. 945.*
- (71) ダレスが吉田との会談後に、日本の「潜在主権」を強調する方向に傾いたことに関しては、先行研究において見解は一致している。しかしながら、そのようなダレスの行動の背景について、ひいては講和条約第三条と「潜在主権」の形成過程については、先行研究において統一した見解は存在していない(明田川融『沖縄基地問題の歴史』一五三頁、河野康子「沖縄問題の起源をめぐって——課題と展望」『国際政治』第一四〇号、一四五頁)。この論点についての分析は、今後の課題としたい。
- (72) 沖縄に関する条項では、「合衆国は、北緯二九度以南の琉球諸島、西之島を含む小笠原諸島、火山列島、沖の鳥島及び南鳥島を合衆国を施政権者とする信託統治制度の下に置くことを国際連合に対し提案することができる。日本国は、このような提案に同意する。このような提案がなされ、且つ、これを確認する行動が執られるまでの間は、合衆国は、領水を含む右の諸島の領域と住民に対して行政、立法、及び司法上の一切の権力及びびいかなる権力をも行使する権利を有する」ことが規定されていた。『調書第二冊』五二五頁。
- (73) 西村熊雄「沖縄帰属のきまるまで——求めるに急であった日本の世論」『朝日ジャーナル』第一卷一五号(一九五九年)一九一—二〇頁。
- (74) 「英国家にたいし口頭陳述したわが見解を収めた四月二二日の西村条約局長・フィアリー会談(午前一〇時—午後三時三〇分)記録」(一九五一年四月二五日作成)『調書第二冊』六二八—六三七頁。
- (75) 西村「沖縄帰属のきまるまで」一九九頁。
- (76) 『調書第二冊』一九二頁。この背景には、日本の防衛努力に関する意思表示をせずに日米協定だけをまとめることは、到底見込みがないとする吉田の判断があった(吉田『回想十年』第三卷、一四六頁。『調書第二冊』五三頁)。
- (77) 本稿で「日米安全保障条約」という場合、一九五一年九月一八日に締結された(旧)日米安全保障条約(日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約)を指すこととする。
- (78) 安保条約締結に至る過程については、楠「吉田茂と安全保障政策の形成」第六章、坂元「日米同盟の絆」第一章、柴山「日本再軍備への道」第七章参照。
- (79) 「日米安全保障条約(旧)」(一九五一年九月八日)第四条【効力終了】この条約は、国際連合又はその他による日本区域における国際の平和と安全の維持のため充分な定をする国際連合の措置又はこれに代る個別的若しくは集団的安全保障措置

が効力を生じたと日本国及びアメリカ合衆国の政府が認めた時はいつでも効力を失うものとする（奥脇等編『国際条約集』六九四頁）。

(80) 「日米協定案の性質について」『調書第二冊』六〇〇—六〇二頁。日本側の主張に米国がどのような反応を見せたかは明らかでない（坂元『日米同盟の絆』五五頁）。しかし、この日本側の主張が認められなかったのは周知の通りである。

(81) 吉田茂『回想十年』第二巻、一七五頁。植村『再軍備と五五年体制』四一頁。

(82) 西村熊雄『サンフランシスコ平和条約・日米安保条約』（中央公論社、一九九九）四三頁。

(83) 同右、二四頁。

(84) この点について、坂元『日米同盟の絆』七六頁参照。

(85) 河野『沖縄返還をめぐる政治と外交』第三章参照。講和後における日本の再軍備問題と、沖縄に対する施政権返還問題をめぐる日本の対応については、稿を改めて論じたい。

池宮城 陽子（いけみやぎ ようこ）

所属・現職 慶應義塾大学大学院法学研究科後期博士課程

最終学歴 慶應義塾大学大学院法学研究科前期博士課程

所属学会 日本国際政治学会

専攻領域 日本政治外交史

主要著作 「戦後日本の沖縄基地問題の起源——日本の非軍事化と沖縄に対する領土主権の追求——」『法学政治学論究』第九十七号（二〇一三年）